

# 難聴児補聴器購入費助成金について

軽度及び中等度の難聴の児童に係る補聴器の購入費用の一部を助成します。

※ただし、高所得者（市町村民税所得割額が46万円以上の方）が世帯にいる場合や、助成を受けてから5年を経過していない場合には助成の対象になりません。

## 1 助成の対象となる児童(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

- (1) 本市に住所を有する児童
- (2) 両耳の聴力レベルが25デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない児童
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると指定医師が判断した児童

## 2 申請から購入までの流れ

- (1) 申請に当たっては、次の書類を提出してください。

- ① 難聴児補聴器購入費助成金交付申請書
  - ② 難聴児補聴器購入費助成金交付意見書（指定医師※作成）
  - ③ 希望する補聴器の見積書（購入予定業者作成）
- ※身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師

- (2) 助成が決定されると、保護者様宛に次の書類が郵送されます。

- ① 難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書
- ② 難聴児補聴器給付券
- ③ 難聴児補聴器購入費助成金支払請求書兼委任状

- (3) 上記(2)①～③の書類が届いたら、補聴器の見積書を依頼した業者へ②、③を提出し、補聴器を購入してください。また、購入費から助成金を除いた自己負担額（①に記載）は、直接業者にお支払いください。

**注意点** 修理の補助はありませんのでご注意ください（修理にはイヤモールドの交換も含まれます。）。

### お問合せ先

#### 川越市役所 障害者福祉課

福祉サービス担当	TEL	049-224-6317	（助成金の決定に関すること）
障害給付担当	TEL	049-224-6312	（公費負担額の請求、支払に関すること）
各担当共通	FAX	049-225-3033	